

ランナーの皆さん、「助力」について誤解していませんか!!!

助力に関するルール

競技規則第144条 「助力」

- 認定医療スタッフが行う理学療法や医療処置は助力とは見なさない
- ひとたび招集所を離れたら、競技開始前でも「他のいかなる人からの介添えや手助けも助力となる」と規定している

競技者の安全を確保するため、

- ①主催者は競技者や役員の安全を確保する（車両通行規制など）
- ②主催者が任命したスタッフによる競技者の検診は助力とみなさない
- ③医師又は競技役員から中止を命じられたら競技をやめなければならないとされています。

「助力」は競技者の手助けとなる行為（後輩を先輩が押しながら走るなど）を禁ずる目的で定められたものであり、助力とみなされた場合は協力した者、された者どちらも失格となります。マラソン大会中に選手が倒れた場合は、医療スタッフが直ちに現場へ向かうことができないという道路競技の特性上、大会スタッフが行なう救護処置は助力とはみなしていません。

また、マラソンでは、多くのランナーが救護所を訪れますが、そこで処置や理学療法を受けた場合でも、助力を受けたとはみなさず、体調が回復し、ランナーが希望すれば再びコースに戻ることができます。

第144条「助力」の課題

- ①第144条「助力」は主として競技場内で実施される種目に関して規定されたもので、競技が広域にわたって展開される道路競走では医療スタッフが直ちに現場に到着出来ないことが多い。
- ②監察員や走路管理員が走行不能に陥った競技者やふらふらになった競技者あるいは具合の悪そうな競技者を発見しても、なかなか手を出して助けられない状況があり、これが観客から見ると「冷たい、人道的でない」等の批判を浴びることがある。

競技役員のとるべき対応

競技中に明らかに異常な動作をする競技者がいた場合の対応：

- ①声を掛けて異常の有無と競技続行の意志を確認する。異常がない、あるいは競技続行の意志がある場合は監察を続ける。
- ②声掛けをして異常が確認され競技の続行は危険と判断される場合、あるいは本人が棄権を申し出た場合は手助けをして走路外に誘導し、救護チームに引き渡す手続きを取る。
- ③事態が極めて重大であると判断される場合は医療スタッフの到着を待つまでもなく、付近の観客にも応援を求めて応急手当を行い、状況によっては心肺蘇生法などの処置を施す。

走行不能となった選手に対して競技役員が手を出さないという事例が批判の対象となったことがありましたが、競技役員は人道的な面から競技者の異変に対して積極的に対応すべきで、競技者の状態の確認や安全を確保するために一時的に競技者の体に触れても助力とはみなしません。

文責 山澤文裕、関根春幸